

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和4年6月10日（金）

午前10時

場 所 第1委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第44号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について (商工)
- 2 議案第45号 財産の減額貸付けについて (農林)
- 3 陳情書（大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情について）
- 4 閉会中の継続調査事項について

山陽小野田市工場設置奨励条例の一部改正について

1 概要

- ・小野田・楠企業団地の分譲用地が残りわずかとなってきたことを受け、山口県において当該団地内にある県所有の防災用地について、団地造成時当初の目的である企業用地として、令和4年4月より山口県で売り出しを行うこととなった。(県では、他の区画同様に用地取得額の40%を補助することとしている。)
- ・当該団地は、山陽小野田市土地開発公社と山口県で所有しており、売却時には山陽小野田市から用地取得額の40%(用地取得奨励金)、山口県から用地取得額の40%(産業団地取得補助金)、市・県あわせて80%の補助を行い、県と連携し企業誘致の推進をしているところである。

2 条例改正の内容

- ・山陽小野田市工場設置奨励条例の2条中「小野田・楠企業団地のうち土地開発公社等が分譲する地域」から、「小野田・楠企業団地のうち土地開発公社等が分譲する地域及び山口県が所有する地域」に改める。
- ・これまで企業へ分譲してきた区画及び現在分譲中の他区画と同様、当該用地についても、工場設置奨励条例の対象地域とし、用地取得額の40%の補助を行うこととする。(市・県あわせて80%の補助)

3 売却価格及び補助額について

- ・対象地域とすることによる影響については、今後対象となる3区画(山陽小野田市域)を山口県が売却し、工場進出があった場合には操業開始6ヵ月後に現地確認など審査を行い、売却価格の40%を補助金として交付。

	面積	単価	売却価格	補助額(40%)
C区画	12,203.48 m <sup>2</sup>	21,700円	264,815,516円	105,926,000円
J区画	10,760.71 m <sup>2</sup>	24,200円	260,409,182円	104,163,000円
K区画	10,192.64 m <sup>2</sup>	24,600円	250,738,944円	100,295,000円
合計	33,156.83 m <sup>2</sup>	—	775,963,642円	310,384,000円

※売却価格については、山口県で当時の団地分譲時の価格で設定。

#### 4 小野田・楠企業団地の概要

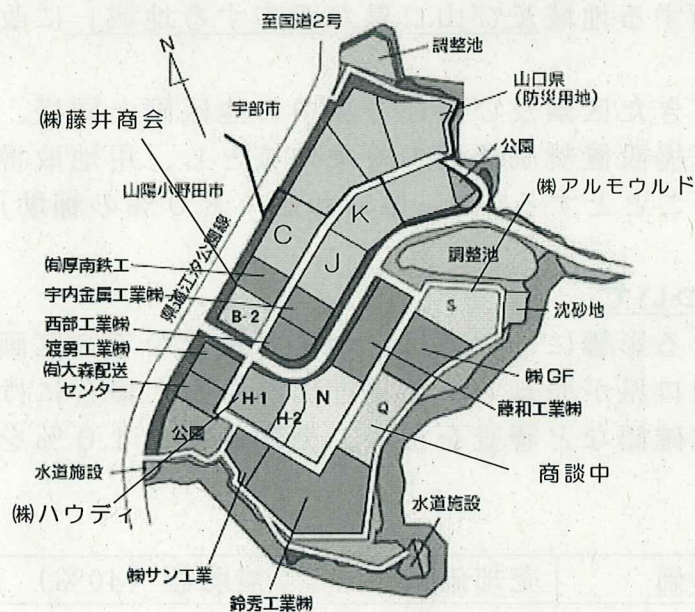
##### ○経緯

- ・平成15年4月に分譲面積22.3%で分譲開始（団地総面積40.4%）
- ・平成24年3月に防災用地として、山口県が7区画（8.1%）を取得  
※7区画の内3区画は山陽小野田市域、4区画は宇部市域

##### ○団地現在の状況

- ・残り区画  
H-2区画 4,892.27 m<sup>2</sup>（引き合いあり）  
N区画 12,794.75 m<sup>2</sup>（引き合いあり）  
Q区画 11,236.33 m<sup>2</sup>（契約に向け商談中）
- ・持ち分 山口県60%、山陽小野田市土地開発公社40%
- ・分譲率（防災用地除く）  
 $113,076.07 \text{ m}^2 / 141,999.42 \text{ m}^2 \times 100 \approx 79.6\%$

##### 区画割図



○山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例

平成17年3月22日

条例第158号

(趣旨)

第1条 この条例は、山陽小野田市の環境を保全し、調和のとれた地域開発と災害の防止を図り、秩序ある土地開発行為を行うための必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 土地の区画形質を変える行為をいう。
- (2) 事業者 開発行為をしようとする者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、山陽小野田市において、1,000平方メートル以上の開発行為に適用する。ただし、次に掲げる開発行為については、適用しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- (2) 国又は地方公共団体その他規則で定める事業者が行う開発行為
- (3) 法令により許可（農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条による許可を除く。）を受けて行う開発行為

(届出)

第4条 事業者は、開発行為に着手しようとする30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者が、その届出に係る事項を変更しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出を行う前に関係者と十分協議を行い、届出内容が協議内容と差異がない場合は、開発行為の着手までの期間を短縮することができる。

(改善の指示)

第5条 市長は、前条の規定による届出がなされたときは、速やかに、内容を

検討し、必要と認めたときは、改善事項を事業者に指示することができる。

2 事業者は、前項の規定の指示に従い、改善の措置を講じなければならない。

(被害の防止)

第6条 事業者は、関係者と協議し、開発行為により生ずる危険の防止、工事関係車両の交通安全及び防塵、騒音対策について万全の措置を講じなければならない。

(損害の補償)

第7条 事業者は、開発行為によって第三者に損害を与えたときは、関係者と協議し、その補償の責めを負わなければならない。

(立入検査)

第8条 市長は、必要があると認めたときは、関係職員に立入検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(工事完了の確認)

第9条 事業者は、開発行為を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく当該開発行為の届出内容に適合しているかどうかを確認しなければならない。

(違反行為に対する処置)

第10条 市長は、第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項又は第9条第1項の規定に違反した者に対し、当該開発行為の停止、計画の変更及び施工内容の改善等必要な措置を講ずるよう勧告し、又は命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 第10条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例（昭和47年小野田市条例第28号）又は山陽町土地開発行為の手続きに関する条例（昭和48年山陽町条例第30号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日から平成17年6月30日までの間、平成17年3月21日における山陽町に属する区域においては、第3条中「1,000平方メートル以上」とあるのは、「2,000平方メートル以上」と読み替える。

○山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例施行規則

平成17年3月22日

規則第148号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第158号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 条例第3条第2号の規則で定める事業者は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が法律に基づき設置した公団又は公社
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定による許可を受けた鉄道事業者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者
- (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(届出の手続)

第3条 条例第4条第1項の規定による事業者の届出は、土地開発届出書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の規定による届出には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

ただし、市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 開発に関する設計説明書（様式第2号）
- (2) 別表に規定する図面
- (3) 排水施設の流量計算書及び擁壁の安定計算書
- (4) 開発区域の登記事項証明書
- (5) 開発区域内の権利者の同意書
- (6) 開発区域の排水放流先を管理する者等の同意書
- (7) 開発行為により周辺に影響を及ぼすおそれのあるときは、関係者の同意

## 書

(8) 事業者が当該開発行為を行うために必要な資力及び信用を示す書類（ただし、開発行為の規模が1ヘクタール未満のものは除く。）

（変更の届出）

第4条 条例第4条第2項の規定による届出は、土地開発変更届出書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の規定による届出には、前条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りでない。

（身分証明書）

第5条 条例第8条第2項に規定する証明書は、様式第4号によるものとする。

（完了の届出）

第6条 条例第9条第1項に規定する完了の届出は、完了届出書（様式第5号）によるものとする。

2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事写真

(2) 開発区域の確定測量図

(3) 事業者が、開発区域内において、道路、水路その他用地等の公共施設を寄附しようとする場合は、それに必要な関係書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則（昭和47年小野田市規則第12号）又は山陽町土地開発行為の手続きに関する条例施行規則（昭和48年山陽町規則第26号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の



相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
位置図	方位、開発区域の境界（朱書）、開発区域の位置及び名称、開発区域から排出される雨水及び汚水の流末又は河川への経路、用途地域の区分及び他の法令による規制区域	1 / 10,000以上
現況図	方位、開発区域の境界（朱書）、地形、開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置及び形状	1 / 1,000以上
公図の写し	開発区域の境界（朱書）、道路・水路をそれぞれ赤・青で着色、町又は字の境界とその名称、転写年月日、転写者の氏名及び転写法務局の名称、土地の地番及び所有者	公図原本と等倍
求積図	開発区域全体の求積表、公共施設ごとの求積表	1 / 500以上
土地利用計画図	方位、開発区域の境界（朱書）、施設の位置及び名称	1 / 500以上
造成計画平面図	方位、開発区域の境界（朱書）、地形、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置、施設の位置及び名称	1 / 500以上
造成計画断面図	開発区域の境界（朱書）、切土又は盛土をする前後の地盤面	1 / 500以上
排水施設計画平面図	開発区域の境界（朱書）、排水区域の区域界、排水施設の位置・種類・勾配、水の流れ方向、吐口の位置及び放流先の名称、調整池を設ける場合にあつては調整池の位置及び形状	1 / 500以上
排水施設構造図	道路側溝その他の排水施設の構造・種類・材	1 / 50以上

	料、排水施設の落差工及び吐口工の部分の形状、放流先の河川又は水路の名称及び断面水位（低水位及び高水位）及び吐口の高さ	
道路計画標準断面図	道路の幅員構成、道路の横断勾配、道路及びその路盤の材料・品質・形状及び寸法、道路側溝の位置・形状及び寸法、道路への埋設物の位置・形状及び寸法	1 / 50 以上
がけの断面図	がけの高さ・勾配・土質、現況地盤面及び計画地盤面、のり面の保護方法	1 / 50 以上
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、水抜き穴の位置・材料及び内径、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置・材料及び寸法、擁壁の背後の地盤面	1 / 50 以上
防災計画図	方位、開発区域の境界（朱書）、地形、工事 中の雨水排水経路及び流出計画、防災施設の位置・形状・寸法及び名称、防災施設の設置時期及び設置期間	1 / 2, 500 以上

(表紙)

大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくことに関する陳情書



## 陳情書

(件名) 大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情について

### (要旨)

大谷地区周辺には、生活道路である市道後潟殿町線の両サイドに、すでに稼働中の残土処分場が3カ所と産業廃棄物処理場1カ所があり、住民はまさに処分場内で生活している観があります。静かな山間の開拓地を起源とする同地区は4カ所の処分場を抱える今や埋め立て地と化し、行き交う作業用トラックと作業から生まれる切迫した交通事故の恐怖や振動・騒音により、不健康で不安な生活を強いられています。その上さらに残土処分場が設置される予定であると言う。市役所の関係機関が一地域住民に「同意」もなく、残土処分場の設置を押しつけることは、憲法13条の幸福を追求する権利を奪う行為であるし、令和4年度の施政方針で説明された「持続可能な地域社会形成の大前提」である「住み慣れた地域で安心して暮していける」とはとてつもなくかけ離れた専決行為であります。

この設置が住民の「同意」もなく許可されると住民の生活は、今よりもさらに悪化すると考えられますので関係機関に、『山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例』に則り、事業者と関係者の協議をもとにした『同意書』の提出をまって許可するよう関係機関に要請していただきますようお願い申し上げます。

### (理由)

1 私たち大谷住民は「死ぬまで大谷で暮し続けたい」という強い希望がある。

令和3年7月14日に市役所で大谷自治会長は市担当者と事業者に、残土処分場の設置に「同意しません」と大谷地区住民9割の意見を、代表して伝えました。

令和4年3月11日に市担当者から「業者の事業計画が一部の者が反対するために計画の推進が出来なくなることを防ぐため」に「同意なし」で許可する方向で話が進められているとの連絡ありました。『山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例』にそつた、事業者と関係者の協議もなく、市長の施政方針「高齢者も安心して暮し続けることができる住みよい地域づくり」とは全く反する、住民の生活実態を無視した、ただ『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条土地開発届出書の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」だけで機械的に専決行為がなされていることに驚きました。

令和4年3月27日コロナ禍、市内の感染者数が増加傾向にありましたが、大谷住民はピンチ上、やむにやまれず総会を開き、3月29日に、総意である「同意のない許可は出

さないで欲しい」という『要望書』を都市計画課長に提出しました。新年度が始まり『中期基本計画』による「住み慣れた地域で安心して暮していける」まちづくりが施策であるにもかかわらず、4月18日『要望書』の内容に基づかない「同意は必要ない」との回答でした。このような対応は、『要望書』に書いた生活実態に対して真摯に取り組まれないと判断せざるを得ません。

## 2 交通安全上の危険度が増している。

大谷住民数は24名、内70歳以上が13名で一日中家に居て、通院を必要とする方も多く住んでいますし、また買い物をする場所は4km以上離れているので、自家用車を使っています。

道路（後潟殿町線3km、道幅3.3m大型トラックがやっと通れる幅）は一車線で大谷自治会員は生活道路として通院・買い物・通勤・散歩等に利用しています。

現在、この道路を中心にして道路の後潟側入り口に化薬ヌーリオンの工場をはじめ、残土処分場（稼働中3、休止1）産業廃棄物処理場が1、資材置き場が1あり、大型トラックが行き交っているにもかかわらず、大型トラックと離合できる場所は5カ所で、他は私有地が公然と使われて、住民には負担です。特に、この度届出がされた残土処分場の周囲には、すでに2カ所の残土処分場が稼働しており、千崎地区にある産業廃棄物処分場等に続く道との分かれ道から2カ所の処分場までの道のりは約1kmあり、その間に大型トラックとの離合場所は1カ所しかありません。後は人家への進入路や玄関口で、大型トラックの進入は困難です。自然に、住民の運転する車が離合場所まで避難するしかありません。

このような道路状況の中で生活する大谷自治会員は、毎日「ヒヤリ運転」を強いられて生活せざるを得ない状況に追込まれています。

## 3 騒音と振動で心的、物的に支障が出て被害妄想に陥ってしまうような精神的に不安定な症状が現われている者さえいる。

道路は山道なので、運搬時エンジンの動力を大きくしなくてはなりません。また、山間なので作業音が響き渡ります。大型トラックの走行から出る騒音と作業音で、いつまでこのような状態が続くのかと精神的に追込まれる日々が続いています。

## 4 私有財産が被害を受けている。

道路幅が3.3mしかなく、カーブではトラックが曲がりきれず、私有地に入り込み当たり前のように道路として使用され、私有財産が被害を受けています。また、道路脇の家では、これまでなかった壁が落ちたり、石垣やブロックにひびが入ったりした被害も受けています。

## 5 残土処分場予定地に隣接する大谷堤は農業用水をためておく施設で、近い将来地震等による想定外の災害が起こる予想がなされている今日、汚水の処理施設の強度が大きな課題となる。

大谷堤は渡り鳥の生息場所であり、また圃場整備をした後潟開作の農業用水の供給堤です。残土処分場から出る汚水は大谷堤に入ります。市民としては風評被害が心配です。

以上のとおり、現在大谷地区住民は悲惨な環境の中で、生命を保持するためのぎりぎりの生活を送っています。これ以上の生活環境の悪化は希望しません。また、大谷堤は市民にとって重要なため池です。

議長様には、大谷地区住民に憲法13条の保障する「幸福追求」の権利をお認めになり、『山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例』にそって、事業者に事業説明を聞く機会や、交通安全や防塵、騒音等の対策について話し合う協議の時間を何度ももち、その上で、地元関係者の同意をもって許可するよう関係機関に要請していただきますよう切にお願い申し上げます。

令和4年4月27日

陳情者代表

山陽小野田市大字郡437番地79

大谷自治会長 石川友一

電話

外18名

山陽小野田市議会議長 高松秀樹 様

大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情書に同意する関係者名簿

NO.	住所	氏名
1	山陽小野田市大字郡437番地79	松田政日
2	山陽小野田市大字郡437番地79	原田巧
3	山陽小野田市大字郡437番地79	田熊英輔
4	山陽小野田市大字郡437番地91	田熊京子
5	山陽小野田市大字郡10437番地51	市里茂
6	山陽小野田市大字郡437番地70	平内順次
7	山陽小野田市大字郡437番地79	石川満里

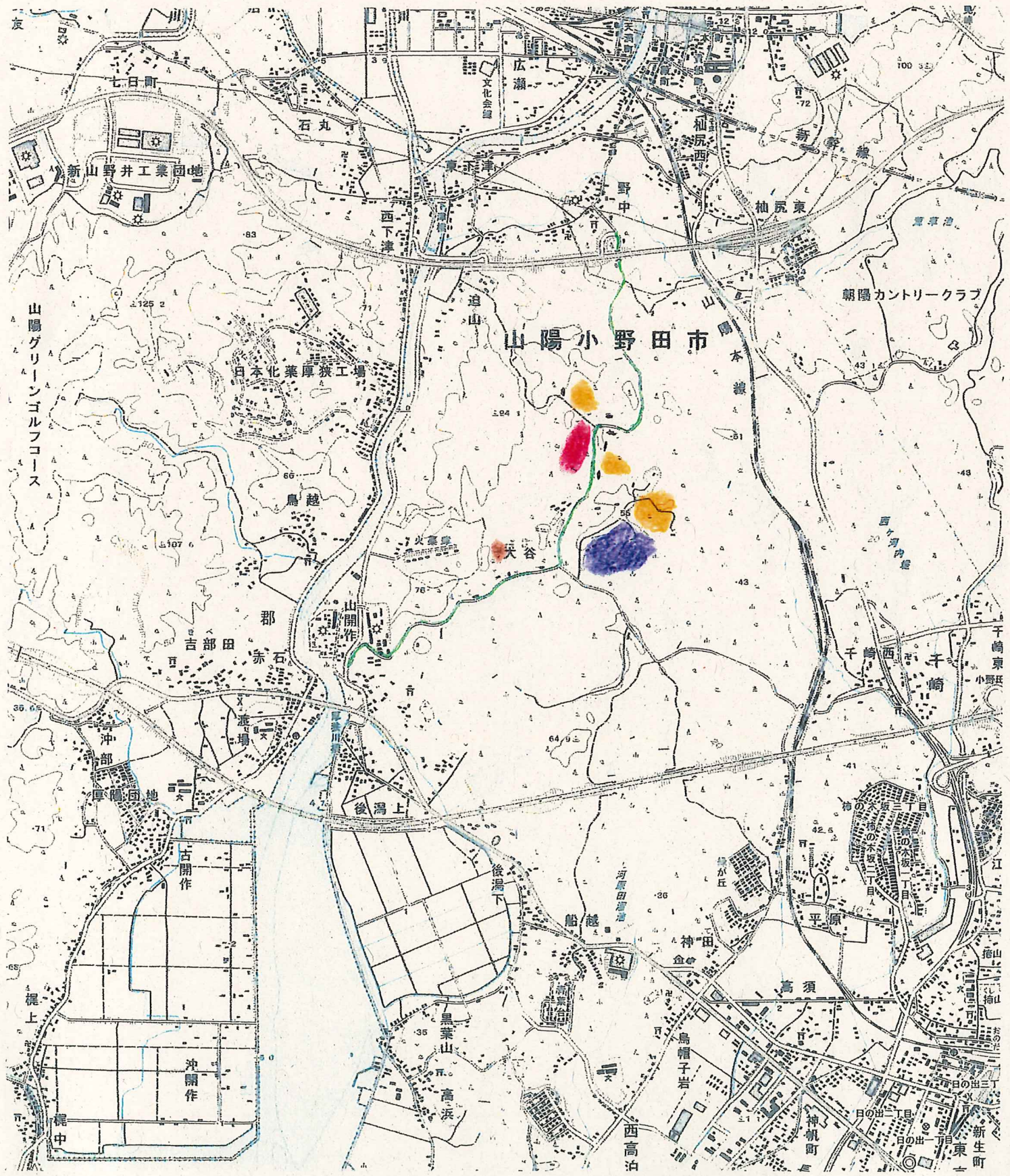
陳情書に同意する関係者名簿2

NO.	住所	氏名
8	山陽小野田市大字郡1906番地92	齊藤 清正
9	山陽小野田市大字郡1906番地92	齊藤 祥子
10	山陽小野田市大字郡1906番地6	沼田 香代子
11	山陽小野田市大字郡1906番地36	中洲 愛美
12	山陽小野田市大字郡85番地23	吉武 誠
13	山陽小野田市大字郡85番地23	吉武 浩子
14	山陽小野田市大字郡1906番地91	温井 令江
15	山陽小野田市大字郡1906番地91	温井 芳恵
16	山陽小野田市大字郡1906番地90	温井 寛史
17	山陽小野田市大字郡1906番地90	温井 真理子
18	山陽小野田市大字郡1906番地91	温井 武彦

敬申  
併

(残土処分場と産業廃棄物処理施設の設置場所の略図)

- 残土処分場    ● 残土処分場休止中地
- 残土処分場設置予定地
- 産業廃棄物処理施設





## 閉会中の継続調査事項について

委員会名	調 査 事 項	調査期間
産業建設常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業及び工業に関すること。</li> <li>・ 企業立地に関すること。</li> <li>・ 労政に関すること。</li> <li>・ 公共交通に関すること。</li> <li>・ 農業、林業、畜産業及び水産業に関すること。</li> <li>・ 卸売市場に関すること。</li> <li>・ 小型自動車競走事業に関すること。</li> <li>・ 道路及び橋梁<small>りょう</small>に関すること。</li> <li>・ 河川及び港湾に関すること。</li> <li>・ 都市計画に関すること。</li> <li>・ 駐車場事業に関すること。</li> <li>・ 都市開発に関すること。</li> <li>・ 公園及び緑地に関すること。</li> <li>・ 下水道及び農業集落排水に関すること。</li> <li>・ 建築及び住宅に関すること。</li> <li>・ 水道事業に関すること。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症に関すること (産業建設常任委員会所管部分に限る。)</li> </ul>	令和4年9月 定例会前日まで 継続して閉 会中調査する。